

令和6年3月1日
港湾局海岸・防災課

石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理の期間延長等について ～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保するため、港湾管理者（石川県）の要請を受け、令和6年1月2日より、国が石川県の港湾施設の一部を管理しています。今般、港湾管理者（石川県）から、この措置の継続等について要請があったことから、国が実施する管理の内容を一部変更した上で、管理の期間を4月1日まで延長します。

1. 国が管理する期間 令和6年1月2日～令和6年4月1日
※ 令和6年3月1日までとしていた期間を1ヶ月延長
2. 対象港湾 七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港
3. 港湾管理者 石川県
4. 管理の内容
 - ・係留施設、水域施設、外郭施設及び臨港交通施設の応急措置（その他この業務を行うために必要な業務を含む。）
 - ※ 「利用に関する調整及び応急措置」としていた管理の内容を「応急措置」に変更



輪島港における啓開作業（浚渫）



飯田港における啓開作業（小型船の引き上げ）

【問い合わせ先】

港湾局 海岸・防災課 新村、災害対策室 矢野（46712、46752）
電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8688、8669（直通）